

令和3年5月10日

「緊急事態宣言」の期間延長に伴う「福生市における新型コロナウイルス感染症対策について～緊急事態宣言を受けて」の変更について

福生市新型インフルエンザ等対策本部長

福生市長 加藤 育 男

国の「緊急事態宣言」の期間が令和3年5月31日まで延長されたことに伴い、「福生市における新型コロナウイルス感染症対策について～緊急事態宣言を受けて」（令和3年4月23日決定。以下「対策」という。）について、次のとおり、変更する。

1 対策の適用期間の変更（延長）

対策の規定中「5月11日」を「5月31日」に改め、適用期間を延長するものとする。

2 公共施設の対応の変更

対策中、公共施設の対応については、東京都の施設の対応等を鑑み、次のとおりとする。

| 施設区分 | 施設名 | 対応 | 備考 |
|----------|--|---|--------------------|
| 屋内体育施設 | 中央体育館 | 宣言期間中、休館とする。 | |
| | 熊川地域体育館 | 宣言期間中、休館とする。 | |
| | 福生地域体育館 | ※令和3年3月16日から同年9月末日（予定）までは、新型コロナウイルスワクチン接種会場設営のため、利用不可とする。 | 新型コロナウイルスワクチンの接種会場 |
| 市民会館・公民館 | 市民会館 | 令和3年5月12日からは、基本的対処方針に沿って再開するものとする。ただし、閉館時刻を午後10時とあるのを午後8時として、開館するものとする。 | 東京都の対応に準拠 |
| | 公民館 松林分館 白梅分館 | 宣言期間中、休館とする。 | |
| 地域会館 | わかざり会館 わかたけ会館 扶桑会館 かえで会館 田園会館 さくら会館 松林会館 白梅会館 福東会館 | 宣言期間中、休館とする。 | |

| 施設区分 | 施設名 | 対応 | 備考 |
|-----------|--|---|--------------------------------------|
| 児童館 | 熊川児童館 田園児童館 武蔵野台児童館 | 宣言期間中、休館とする。 | |
| その他の施設 | 輝き市民サポートセンター | 宣言期間中、休館とする。 | |
| | プチギャラリー | 宣言期間中、休館とする。 | |
| | 福庵 | 宣言期間中、休館とする。 | |
| | 旧ヤマジュウ田村家住宅 | 宣言期間中、休館とする。 | |
| | ふれあいひろば | 宣言期間中、利用不可とする。 | |
| | 子育て地域活動室 | 宣言期間中、利用不可とする。 | |
| | 郷土資料室 | 宣言期間中、休館とする。 | |
| | 防災食育センター | 当分の間、施設見学は中止とする。 | 現行のまま |
| | 福祉センター | 宣言期間中、休館とする。 ただし、次の業務は通常どおりとする。 ・地域包括支援センター熊川(平日のみ) ・障害者・高齢者のデイサービス ・各種相談窓口(予約制) | |
| | まちなかおもてなし ステーションくるみる ふっさ | 宣言期間中、休館とする。 | |
| リサイクルセンター | 宣言期間中、リサイクルプラザは休館とする。 当分の間、施設見学は中止とする。 | | |
| 図書館 | 中央図書館 武蔵野台図書館 わかざり図書館 わかたけ図書館 | 宣言期間中、カウンター以外のスペースは閉鎖とする。 図書等の貸出は、予約(電話・インターネット)の場合のみ受付をする。 返却は、図書のほか、CD、DVD、カセットテープ、ビデオテープも可能とする。 ※夜間開館なし | 相互利用を行う自治体と同様の対応 |
| 学校開放 | 小・中学校 | 令和3年5月12日からは、基本的対処方針に沿って校庭のみ開放するものとする。※体育館及び校舎の開放はしない。 なお、校庭の開放の終了時間については、午後9時30分とあるのを午後8時として、開放するものとする。 | 東京都の対応に準拠 |
| 屋外体育施設 | 福生野球場 ネット多摩S&Dフィールド(市営競技場)※ 武蔵野台テニスコート | 令和3年5月12日からは、基本的対処方針に沿って再開するものとする。ただし、閉場時間については、午後9時30分とあるのを午後8時として、開場するものとする。 なお、ネット多摩S&Dフィールドの会議室の使用は不可とするものとする。 | 東京都の対応に準拠 ※競技場のほか、テニスコート及び会議室を含む。 |
| | 加美平野球場 グラウンド | 令和3年5月12日からは、基本的対処方針に沿って再開するものとする。 | 東京都の対応に準拠 |

| 施設区分 | 施設名 | 対応 | 備考 |
|------|--------------------------|----------------------------|--------------|
| | テニスコート（上記以外） 市営プール | | |
| 公園 | 多摩川中央公園及び福生南公園のバーベキュー施設 | 宣言期間中、施設使用の休止とする。 | 飲食に係る施設のため |
| | 多摩川中央公園、福生南公園及びかに坂公園の駐車場 | 令和3年5月12日からは、再開するものとする。 | 東京都の対応に準拠 |
| | その他公園施設 | 宣言期間中、大人数での飲食行為を禁止するものとする。 | 福生市都市公園条例第6条 |

※各施設において、感染予防・感染拡大防止に資する対策について、万全を期すものとする。

3 宣言解除後の対応について

対策の適用期間終了後（緊急事態宣言解除後）の対応として、「「緊急事態宣言」の解除に伴う福生市の対応について（令和3年3月18日決定）」を継続するものとし、その適用期間については、「当分の間」に改め、期間の終了期日については、状況に応じて判断するものとする。

4 その他

上記のほか、対策中、記載内容に必要な修正等を行う。

上記変更後については、別紙参照

令和3年4月23日

福生市における新型コロナウイルス感染症対策について

～緊急事態宣言を受けて

福生市新型インフルエンザ等対策本部長

福生市長 加藤 育男

国からの「緊急事態宣言」及び東京都の方針等を受け、宣言発令等の期間中（令和3年4月25日から5月31日までの間。以下「宣言期間中」という。）の福生市の新型コロナウイルス感染症対策については、次の表のとおり対応する。

なお、宣言期間終了後は、令和3年3月18日付けで定めた「「緊急事態宣言」の解除に伴う福生市における対応について」を継続するものとし、その適用期間については、「当分の間」に改め、期間の終了期日については、状況に応じて判断するものとする。

| 区 分 | 対 応 |
|--------------------|--|
| 時間外開庁（市役所及び保健センター） | 宣言期間中、時間外開庁を休止するものとする。 ※交代制在宅勤務の実施に伴い、時間外開庁への職員体制に支障があるため |
| 公共施設 | 宣言期間中、市内公共施設は、原則として、東京都の施設の対応等に準拠し、対応するものとする。 ※別紙のとおり |
| 学校（小・中学校） | 宣言期間中、国及び東京都教育委員会の方針に基づき、感染防止対策を万全に行ったうえで、通常授業を行う。なお、公共の乗り物やバス等を利用する校外学習や児童・生徒が一同に集まって行う行事等、多くの人を招く行事は実施しない。 ※休日に予定されている学校行事の実施については、各学校のホームページにて情報発信するものとする。 |
| 保育園 | 通常どおりの対応 宣言期間中、登園自粛の要請は行わない。ただし、午後7時以降の延長保育については、自粛を要請するものとする。 |
| 学童クラブ | 通常どおりの対応 宣言期間中、利用自粛の要請は行わない。ただし、午後7時以降の延長育成については、自粛を要請するものとする。 |
| ふっさっ子の広場 | 学校の対応に準ずるものとする。 |
| イベント等 | 新型コロナウイルスによる感染症に対する市が主催するイベント等に関する取扱方針（令和2年2月26日決定）、国や東京都が示すガイドライン等に基づき、開催制限等について判断するものとする。 |
| 市職員の体制 | 宣言期間中、「交代制在宅勤務」及び「時差出勤」を実施するものとする。 |
| 会議 | 宣言期間中、書面開催又は延期などの感染拡大防止措置を図り、特に必要な場合は、十分な感染症対策を講じ、必要最低限の範囲で実施するものとする。 |
| 出張等 | 宣言期間中、自粛又は電話、メール等による対応を図り、特に必要な場合は、十分な感染症対策を講じ、必要最低限の範囲で行動するものとする。 |

なお、上記表に定めるほか、必要と認める場合は、本部長の判断により、感染拡大防止に資する対応を追加等し、又は同表の内容の変更等を行うものとする。

各施設の対応

| 施設区分 | 施設名 | 対応 | 備考 |
|--------------------------------|--|--|--------------------|
| 屋内体育施設 | 中央体育館 | 宣言期間中、休館とする。 | |
| | 熊川地域体育館 | 宣言期間中、休館とする。 | |
| | 福生地域体育館 | ※令和3年3月16日から同年9月末日（予定）までは、新型コロナウイルスワクチン接種会場設営のため、利用不可とする。 | 新型コロナウイルスワクチンの接種会場 |
| 市民会館・公民館 | 市民会館 | 令和3年5月12日からは、基本的対処方針に沿って再開するものとする。ただし、閉館時刻を午後10時とあるのを午後8時として、開館するものとする。 | 東京都の対応に準拠 |
| | 公民館 松林分館 白梅分館 | 宣言期間中、休館とする。 | |
| 地域会館 | わかざり会館 わかたけ会館 扶桑会館 かえで会館 田園会館 さくら会館 松林会館 白梅会館 福東会館 | 宣言期間中、休館とする。 | |
| 児童館 | 熊川児童館 田園児童館 武蔵野台児童館 | 宣言期間中、休館とする。 | |
| その他の施設 | 輝き市民サポートセンター | 宣言期間中、休館とする。 | |
| | プチギャラリー | 宣言期間中、休館とする。 | |
| | 福庵 | 宣言期間中、休館とする。 | |
| | 旧ヤマジュウ田村家住宅 | 宣言期間中、休館とする。 | |
| | ふれあいひろば | 宣言期間中、利用不可とする。 | |
| | 子育て地域活動室 | 宣言期間中、利用不可とする。 | |
| | 郷土資料室 | 宣言期間中、休館とする。 | |
| | 防災食育センター | 当分の間、施設見学は中止とする。 | 現行のまま |
| | 福祉センター | 宣言期間中、休館とする。 ただし、次の業務は通常どおりとする。 ・地域包括支援センター熊川（平日のみ） ・障害者・高齢者のデイサービス ・各種相談窓口（予約制） | |
| まちなかおもてなし ステーションくるみる ふっさ | 宣言期間中、休館とする。 | | |

| 施設区分 | 施設名 | 対応 | 備考 |
|--------|--|---|--------------------------------------|
| | リサイクルセンター | 宣言期間中、リサイクルプラザは休館とする。 当分の間、施設見学は中止とする。 | |
| 図書館 | 中央図書館 武蔵野台図書館 わかぎり図書館 わかたけ図書館 | 宣言期間中、カウンター以外のスペースは閉鎖とする。 図書等の貸出は、予約（電話・インターネット）の場合のみ受付をする。 返却は、図書のほか、CD、DVD、カセットテープ、ビデオテープも可能とする。 ※夜間開館なし | 相互利用を行う自治体と同様の対応 |
| 学校開放 | 小・中学校 | 令和3年5月12日からは、基本的対処方針に沿って校庭のみ開放するものとする。※体育館及び校舎の開放はしない。 なお、校庭の開放の終了時間については、午後9時30分とあるのを午後8時として、開放するものとする。 | 東京都の対応に準拠 |
| 屋外体育施設 | 福生野球場 ネッツ多摩S&Dフィールド（市営競技場）※ 武蔵野台テニスコート | 令和3年5月12日からは、基本的対処方針に沿って再開するものとする。ただし、閉場時間については、午後9時30分とあるのを午後8時として、開場するものとする。 なお、ネッツ多摩S&Dフィールドの会議室の使用は不可とするものとする。 | 東京都の対応に準拠 ※競技場のほか、テニスコート及び会議室を含む。 |
| | 加美平野球場 グラウンド テニスコート（上記以外） 市営プール | 令和3年5月12日からは、基本的対処方針に沿って再開するものとする。 | 東京都の対応に準拠 |
| 公園 | 多摩川中央公園及び福生南公園のバーベキュー施設 | 宣言期間中、施設使用の休止とする。 | 飲食に係る施設のため |
| | 多摩川中央公園、福生南公園及びかに坂公園の駐車場 | 令和3年5月12日からは、再開するものとする。 | 東京都の対応に準拠 |
| | その他公園施設 | 宣言期間中、大人数での飲食行為を禁止するものとする。 | 福生市都市公園条例第6条 |

※各施設において、感染予防・感染拡大防止に資する対策について、万全を期すものとする。